

第2 国民が安心・信頼してかかる医療の確保と健やかな生活を支える取組の推進

- 医療の安全確保のため、日常診療における事例を収集、整理し、幅広い分野の実務者により、改善方策を策定する。
また、医療の安全確保のための調査研究を推進するとともに、医療機関において安全管理体制確保の中心となる医療従事者に対する研修を実施する。
- 医療関係従事者の資質の向上、小児救急医療の充実など医療の提供体制の整備を推進する。
- 生活習慣の改善による健康寿命（痴呆や寝たきりにならない状態で生活できる期間）の延伸等を目指し、21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）を推進する。
- 免疫アレルギー疾患の病因、病態及び治療法の研究を推進するとともに、正しい情報を整理し、普及啓発することに重点を置いた施策の推進を図る。
- 結核・感染症対策、難病対策、臓器移植対策を推進する。

1 医療安全対策等の充実

- (1) 医療の安全確保のための日常診療における事例の収集、分析及び改善方策の策定
 - ◇ 医療の安全確保のための日常診療における事例の収集体制の整備
 - ◇ 収集された情報の分析及び改善方策の策定
- (2) 調査研究の推進
 - ◇ 医療の安全確保のための調査研究の推進
- (3) 研修の実施
 - ◇ 病院の職員に対する医療の安全確保のための研修の実施
- (4) 院内感染症対策の推進
 - ◇ 院内感染を引き起こす薬剤耐性菌に関する発生状況の調査の拡充

2 医療提供体制の整備

(1) 医療関係従事者の確保と資質の向上

- ◇ 医師、歯科医師の臨床研修必修化に向けた体制整備
- ◇ 看護職員の養成・確保対策の推進（医療機関への助言のための専門家チームの派遣等看護職員の就労確保に向けた総合的支援、へき地等の看護婦等養成所に対する重点的支援、准看護婦養成所のカリキュラム変更等への支援）

(2) へき地保健医療対策の推進

- ◇ 「へき地医療支援機構」の構築（都道府県単位で1か所構築し、医師等の派遣の調整等広域的なへき地医療支援を実施）
- ◇ へき地医療情報システムの構築（必要な医師等の派遣の広域的な調整やへき地医療に関する情報交換等を推進）

3 「健康日本21」の推進

(1) 健康日本21の普及啓発

- ◇ 普及啓発活動の展開（ポスターの作成・配布など）
- ◇ ヘルスサポーターの養成による地域における健康づくりの推進（3か年計画で100万人養成）（再掲）

(2) 健康教育の充実

- ◇ 保健指導に従事する保健婦等による健康教育の充実（指導マニュアルの作成、保健婦等への研修）（再掲）

(3) 生活習慣病対策の推進

- ◇ 脳卒中、糖尿病に関する正しい知識の普及、がん克服新10か年戦略等生活習慣病対策及びたばこ対策の推進

4 免疫アレルギー対策の推進

- ◇ 免疫アレルギー疾患（アトピー性皮膚炎、花粉症、気管支喘息、リウマチ等）に関する研究等の推進
- ◇ 免疫アレルギー疾患に関する正しい情報の普及

5 結核・感染症対策の推進

(1) 感染症対策の推進

- ◇高齢者を対象としたインフルエンザの予防接種の推進
- ◇予防接種センター機能の整備の推進（都道府県単位）
- ◇国際空港検疫所におけるクリニック機能の強化（成田空港、関西空港）
- ◇医師の海外研修による感染症に対する危機管理対策の強化

(2) 結核対策の推進

- ◇世界結核対策推進国際会議の開催

6 難病対策の推進

- ◇神経難病患者の診断の支援（神経難病患者を診察した担当医の要請に応じた専門医等との連絡体制及び派遣体制の整備）

7 臨器移植の推進

(1) 臨器移植の推進

- ◇臓器移植連絡調整者（コーディネーター）の確保等

(2) 骨髓移植の推進

- ◇骨髓移植連絡調整者（コーディネーター）の確保等

(3) さい帯血移植の推進

- ◇さい帯血の採取及び保存体制の整備（目標2万個、本年度は5千個の保存さい帯血の確保）

8 安定した医療保険制度の確立

- ◇高齢者医療制度の見直しの検討（平成14年度を目途）